

平成29年度第1回福島県建築審査会 議事録

日時：平成29年7月6日（木）

14：00～16：00

場所：ふくしま中町会館 6階特別会議室

出席者等

○福島県建築審査会委員

会長 鈴木 浩

委員 時野谷 茂

委員 吾妻 明子

委員 飯塚 静栄

委員 平松 敏郎

委員 清水 晶紀

委員 渡邊万里子 (欠席)

○事務局

土木部建築指導課 課長 川音 真悦

〃 主幹兼副課長 佐瀬 守昭

専門建築技師 大竹 晴隆

〃 主任建築技師 國分 大介

○傍聴者 7名

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議案1 建築基準法第44条第1項ただし書の規定(道路内の建築制限)に基づく建築許可について 会津若松市栄町3番13号 神明通り商店街振興組合 理事長 馬場俊光が会津若松市中央1丁目29番地他においてアーケードを建築する件

4 報告事項

報告1 建築基準法第43条第1項ただし書許可における包括同意基準による許可件数について

報告2 建築基準法第44条第1項ただし書許可(同項第二号)における包括同意基準による許可件数について

報告3 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可における包括同意基準による許可件数について

報告4 平成27年度第2回建築審査会で審議された「喜多方市立第一中学校体育館改築工事」 附帯意見への対応状況について

5 そ の 他

6 閉 会

平成29年度第1回福島県建築審査会 議事録

発言者	内容
事務局	<p>福島県建築審査会条例第3条の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いします。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>議事に入ります前に、福島県建築審査会条例第4条により、本日の審査会は委員の2分の1以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしておりますことを確認いたしました。</p> <p>また、福島県建築審査会運営規定第4条により、議事録署名人を選出することとなりますが、議長の指名としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>《異議なしの声》</p>
議長 (鈴木会長)	<p>それでは、清水委員と平松委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事入ります。</p> <p>議案1の『建築基準法第44条第1項ただし書の規定（道路内の建築制限）に基づく建築許可について』事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議案1について説明》</p>
議長 (鈴木会長)	<p>委員の皆さん、ただ今の説明に関しまして何か御意見、御質問などはございませんか。</p>
時野谷委員	<p>国の通達「アーケードの取扱いについて」に記載のある「連絡協議会」は、1回開かれただけなのですか。</p>
事務局	<p>計7回開かれました。お配りしている資料に記載されているものは第7回目の連絡協議会のものです。</p>
平松委員	<p>新潟県糸魚川市で大火がありました。計画する際にその事に係る議論はあったのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の計画は国通達による基準で設計しており、糸魚川市の大火のことを考慮して設計した訳ではありません。ただし、アーケードの設置基準の中に、屋根材及び構造材は不燃材とすることになっており、火災の危険性は無いと判断されるため、そういった意味では、糸魚川市の大火に関して特別な検討</p>

	<p>はせずとも安全であると判断しております。</p> <p>なお、7回行った連絡協議のメンバーには、地元の消防署長が入っているため、建築基準法の観点だけではなく、消防法の観点からもチェックをいただいていることが、前提になっております。</p>
飯塚委員	<p>平成27年度に撤去したアーケードと、形状的には同じ物なのでしょうか。</p> <p>また、もともとあったところがなくなったり、なかったところに新たに設けたりするのでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には、アーケードが設置されていた場所に、高さもほぼ同様に設置されます。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>トップライトを付けるなど、いくつか工夫がされているのでしょうか。</p>
事務局	<p>従前のアーケードより快適に使われるように、光を取り入れるためのトップライトが設置されます。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>資料には、車道と歩道の境目に植栽物の工夫をするということが書いてありますが、図に書いてあるようなものは、今までにはなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>今まではありませんでした。</p>
吾妻委員	<p>解体前の写真と今回の建設のイメージを見ると、支柱の間隔が非常に広がっているように思われます。道路と歩道がバリアフリーでいいと思いますが、車が突っ込んで来たりすることに関して、何か対処法みたいなものはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>支柱の間隔は従来よりも広がり、道路と歩道の間はバリアフリーの関係もあり段差を設けていないため、車が入ってしまう恐れはあります。</p> <p>今回の申請建築物はアーケードの柱と屋根のみです。床面は県管理の道路であるため既存のままというのが原則です。</p>
吾妻委員	<p>最近歩道に乗り上げたりする事故が多いと思っていたので、柱の間隔が広がったら危ないのではないかと思ったのですが。</p>
事務局	<p>神明通りの前後の区間も歩道を広げて道路工事がされていますが、その部分も道路と歩道の間にはブロックは置いておらず、他と比べて大きく変わる</p>

<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>点はありません。</p> <p>許可申請理由には、アーケードの建替が「ハード・ソフトを含めた一体的整備事業の一部」として行うと書かれていますが、全体的な計画の一環で行うのでしょうか。その場合、全体的な計画が何なのか教えてもらえませんか。</p> <p>また、イメージ図の中で、解体前のアーケードの写真が2枚あり、それぞれアーケードの幅員が異なりますが、完成後のイメージ図では幅員が均一化されているように思われます。この幅員についても説明してもらえますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>一体的整備事業とは、神明通り商店街振興組合が国の東北経済産業局に提出した「商店街活性化事業計画」のことで。</p> <p>当該計画は、商店街のコミュニティ形成や買い物を促進する事業が含まれており、その中には健康を軸とした高齢者向けのイベントを開催したり、中心市街地でもウォーキングを実施してポイントがつく制度や、シニアカーの無料貸出、一体的にお店の魅力を促進する事業をアーケード設置に合わせて行うというものです。</p> <p>アーケードの幅員については、お配りしている図面を御覧いただきたいのですが、官民境界線が一直線上になっていないため、アーケードの幅員が場所によって異なっております。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>神明通りにはバス停がありますが、歩道が一段高くても低床式のバスを導入しないと高齢者にやさしくないという話があり、ここは歩道と車道が同じ高さなので、これからの中心市街地を考えると、そういう配慮をしながらアーケードの空間が快適になるようにするのが課題だと思われます。</p>
<p>時野谷委員</p>	<p>連絡協議会の構成を見ると都市計画の観点で見入る人が入っていません。私は会津若松市の景観審議会の会長をしておりますが、このアーケードの内容は景観審議会に上がってきていません。</p> <p>色合いは景観条例の観点でチェックはされていますが、街の顔となるもの、ましてやアーケードは建物よりも前に出て一番目立つ部分なので、色など数値以外のところ、ビジュアルな面でのチェックが働いていないのが一番気になる所です。</p> <p>連絡協議会の中で、構造はどうだ、安全性はどうだという検討はされるのですが、せっかく建て替えるのに、どうして前と同じでないといけないのでしょうか。会長が話したとおり、前のアーケードは薄暗くて、新しいアーケードはトップライトをつけるということなんでしょうけど、それだけでいいのでしょうか。せっかくやるんだったら、もう少し商店街が活性化できるようなものだったらと思いました。</p>

<p>清水委員</p>	<p>なぜ、解体後に以前と同じようにアーケード建設の形をとりたいのか、許可申請書を見る限りでは積極的な理由が書かれていません。</p> <p>先程、全天候型で歩けるようにしたいと話がありましたが、そもそも商店街振興組合がそのようなことを言ってきているのかどうかということを確認できますか。</p> <p>通達は、基本的にはアーケードは抑制の方針をとるということになっているため、そういう意味では基準をクリアしたからといって、設置を承認するという考え方は違うと思われます。</p> <p>そのため、積極的にアーケードが必要となる理由が商店街側から出ている必要があると思われます。</p>
<p>事務局</p>	<p>商店街振興組合が市民及び利用者へアンケート調査を行い、アーケードを設置してほしいと要望があったため、アーケード設置は同振興組合の総意で決まっております。</p> <p>通達には「設置を奨励はしない」と記載されていますが、豪雪地帯であり、公益上必要な建築物であるため、県は通達に記載されている「相当の必要があつて真にやむを得ない」ものに該当するものと判断しました。</p>
<p>清水委員</p>	<p>豪雪であるということは想定がつくのですが、申請理由にはそのような事が出てきていません。私には読み取れませんが、それはどういうことなのでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>清水委員の指摘のとおり、申請の主な理由には老朽化と書かれています。県が今回のアーケード設置に関する詳細な資料を申請者から収集する中で、豪雪地帯であることなどからアーケードが必要不可欠ということが認識できました。</p>
<p>清水委員</p>	<p>配布された資料からはそのあたりは読めないのですが、本来、そういうものがあるということを示してもらえれば、審査する上でよいと思ひました。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>アーケードは、中心市街地活性化の雰囲気づくりとか、交通者に対してやさしいとか、商店街活性化など、総合的な観点で見えていく必要があります。</p> <p>老朽化したからつくり替えるというレベルの話ではありません。このような事を皆さんの意見から聞き取れたように思ひます。</p>
<p>時野谷委員</p>	<p>許可しないのは難しいと思ひます。いままであつたことで何が支障になつたのでしょうか。建築審査会が許可しないとなれば、許可しない理由を相当</p>

	<p>強く持たないといけません。</p> <p>先程アーケード設置基準の話が出ましたが、そこに、都市の美観を害するものであってはならないと、私が先程申し上げたような事が書かれています。</p> <p>その観点で、先程の連絡協議会のメンバーを見ると、誰が美観を審査するのでしょうか。建築主事でしょうか。</p>
事務局	<p>景観に関しては、市が景観条例を持っており、その中で事前協議は済ませております。</p> <p>また、連絡協議会の中には、道路管理者、建築主事、警察署長、消防署長、これに加えて景観の担当者として会津若松市都市計画課長が入っております。そのため、景観や都市計画的な判断もされています。</p>
平松委員	<p>このアーケードは雁木そのものだと思っています。会津にはないと困るのではないのでしょうか。</p> <p>城下町にふさわしいデザインを加味してもらえませんか。</p>
事務局	<p>事務局において連絡協議会に出席してきましたが、アーケードは会津らしさを取り入れたデザインで作りあげていきたいとの議論がありました。</p>
議長 (鈴木会長)	<p>様々な質問や意見をもらいましたが、建築審査会としては許可を与えるということでよいのでしょうか。</p> <p>《異議なしの声》</p>
議長 (鈴木会長)	<p>それでは、議案1について建築審査会として同意することを知事に答申することといたします。</p> <p>議事がこれで終わりです。御協力ありがとうございました。</p>

(記録者 福島県建築審査会事務局 國分大介)